新郷村風力発電所に係る対象事業の実施引継ぎに関する公告

対象事業の実施を他の者に引継いだので、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定により、次のとおり公告します。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

日本環境コンサルタント株式会社
代表取締役　村上　瑞穂
東京都港区新橋一丁目一八番二号

二、対象事業の名称、種類及び規模

新郷村風力発電所
風力発電事業
出力　約二万キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施をＳＧＥＴ新郷ウインドファーム合同会社に引継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ＳＧＥＴ新郷ウインドファーム合同会社
代表社員　スパークス・エナジー一般社団法人
職務執行者　北川　久芳
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

平成二十六年十月二十四日

東京都港区新橋一丁目一八番二号
日本環境コンサルタント株式会社
代表取締役　村上　瑞穂

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を九億五千万円減少し、百二十九億二千七百万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十六年十一月二十六日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月二十九日
掲載頁　八十六頁（号外第一六八号）

平成二十六年十月二十四日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内
オーディーケー特定目的会社
取締役　荒川　真司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十四億四千七百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十六年四月十日付官報の号外第八十一号五十九頁に掲載されています。

平成二十六年十月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
オライオンプロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を一億二千九百五万円減少し十四億五百九十五万円とし、発行済優先出資総口数三万七百口のうち二千五百八十一口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を一億二千九百五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/japan_opportunity3/

平成二十六年十月二十四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング
ジャパン・オポチュニティ3特定目的会社
取締役　小泉　秀樹

正誤

ページ	段	行	誤	正
四	上	終りから二	第一条の四	第一条の五
〃	〃	〃	二〇～一九二十四号。以下「令」という。）に	「令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）に」を削除する。
〃	〃	一九	第一条の三	第一条の四
〃	〃	一八	二条	三条
五	〃	二七	第二十八条	第二十七条
〃	〃	終りから一七	二十九条	二十八条
〃	〃	一六	第三十条第	第二十九条第
〃	〃	一五	第一条の三	第一条の四
〃	〃	一〇	第三十一条の八	第三十一条の七
〃	〃	七	第一条の四	第一条の五
〃	〃	六	第二十八条	第二十七条
〃	〃	終りから二	第二十八条	第二十七条
〃	〃	一	第二十九条	第二十八条
〃	下	二	第一条の四	第一条の五
〃	〃	三	第三十一条の八	第三十一条の七
〃	〃	七	第一条の四	第一条の五
〃	〃	八	第二十八条	第二十七条
〃	〃	終りから一	第三十一条の十	第三十一条の九
〃	〃	二	第二十九条	第二十八条
〃	〃	三	八	第二十九条
〃	〃	五	第一条の三	第一条の四
〃	〃	八	第一条の四	第一条の五
〃	〃	終りから七	第二項第六号	第二項第二号
〃	下	一九	第三十条	第二十九条
〃	〃	二三	第一条の三	第一条の四
〃	〃	二四	第一条の四	第一条の五
〃	上	終りから六	第二項第六号	第二項第二号

六ページ上段終りから七行目から六行目は次のとおりの誤り。

配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第六条の十五	第六条の十七の七において準用する第六条の十五

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十四日付第二三六号

六四ページ●同日付政府調達第二〇〇号八八ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）